

○厚生労働省告示第四百五十号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第十八条第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第一条第一号中「百五十万円」の下に「（中途障害者（雇用されている労働者であつて障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号に規定する身体障害者となつたもの（法第二条第三号に規定する重度身体障害者となつたものにあつては、法第四十三条第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）及び雇用されている労働者であつて施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する精神障害者となつたもの（法第四十三条第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては、その設置又は整備に要する額に相当する額として四百五十万円を超えない範囲で機構が定める額）」を加え、同条第二号中「五万円」の下に「（中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、その設置に要する額に相当する額として十三万円を超えない範囲で機構が定める額）」

を加える。

附 則

この告示の適用前にされた申請に係る障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第一項に規定する障害者作業施設設置等助成金の額については、なお従前の例による。